

# 新宿区公契約条例を制定します

令和元年10月に予定されている消費税率の引上げや東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会終了後の景気動向に適切に対応するため、公契約における新たなルールが必要です。新宿区では更なる労働環境の整備の推進をはじめとし、公共サービス調達の品質の確保を持続可能なものとするため、基本方針や区及び受注者等の責務を明文化した**新宿区公契約条例を制定**します。

## 目的

区及び受注者が対等な立場と信頼関係のもとに公契約において果たすべき責務を明らかにし、公正かつ公平な入札等の制度を確立し、及び労働者等の適正な労働条件を確保することで、公契約の適正な履行及び良好な品質の確保並びに地域経済の活性化に寄与する。

## 対象となる公契約

- ・ 2000万円以上の工事請負契約
- ・ 1000万円以上の業務委託契約
- ・ 指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定

## 条例に基づく取り組み

### 労働報酬下限額の設定

区は労働報酬下限額（区の公契約における1時間あたり又は1日あたりの労務の対価の下限額）を設定する

#### ★労働報酬下限額の決定方法

- ・ 新宿区労働報酬等審議会（※）で調査、審議を実施
- ・ 審議会の意見を聴いた上で、区長が決定。その後告示

#### ※新宿区労働報酬等審議会の設置

労働報酬下限額その他区長が必要と認める事項を調査・審議  
学識経験者、事業者、労働者の中から区長が委嘱（任期は2年）

### 公契約締結後の区及び受注者等の責務

#### 受注者

- ① 労働環境確認のための書面提出（受注者から区へ）
- ② 労働者等への周知（職場にポスターを掲示する等）  
・ 労働報酬下限額 ・ 労働者の申出方法  
・ 申出を理由とする不利益取扱いの禁止など
- ③ 労働者等への労働報酬下限額以上の報酬の支払い

#### 労働者

- ① 区、受注者等への申出（労働報酬下限額以上の報酬が支払われない等、条例違反の場合）  
※申出を理由とする解雇等の不利益取扱いは禁止

#### 区

- ① 受注者に対する報告要求又は、書類の閲覧などの立入調査（労働者からの申出等により必要がある場合）
- ② 受注関係者（下請事業者等）への報告要求又は立入調査の協力要請（①の結果、必要がある場合）
- ③ 受注者に対する是正措置の要求（①、②の結果、必要がある場合）、公契約の解除（是正されない場合）、解除の公表

## 今後のスケジュール

- 令和元年6月中旬 第2回区議会定例会へ 条例（案）上程
- 令和元年10月1日 条例施行

